

	内 容	備 考												
経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針	<p>1. 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するために、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性向上を図るため、業務の実施および管理状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う。</p> <p>(4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する。</p> <p>2. わが社の輸送の安全に対する基本的な方針</p> <p>(1) 『運輸安全委員会』の指揮により、全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、災害時も含め、絶えず安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。</p> <p>(3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研鑽に努め、交通人身事故の防止を図る。</p> <p>(4) プロドライバーとしての自覚を高め、悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない。</p> <p>(5) 運行管理体制および車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理および車両管理が適切に機能するように配慮する。</p> <p>(6) 現場の声を安全性向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</p> <p>(7) 参加・体験・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る。</p> <p>(8) 安全に対する基本的な方針およびそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する。</p>	<p>○ホームページでの公開</p> <p>○社内イントラネット掲示</p>												
基本的方針達成の具体的な目標・計画	<p>1. 目標の設定</p> <p>重大事故・人身事故の撲滅</p> <p>目標値</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">重大事故</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 30%;">0件</td> <td style="width: 10%;">人身事故</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 25%;">0件</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>:</td> <td>事故発生率0.055%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 目標達成のための計画</p> <p>(1) 安全運転管理の強化</p> <p>① 運転者の安全運転への意識向上を目的に、安全確保の重要性について指導および安全教育を実施する。</p> <p>② 運転状況（運行データ・ドライブレコーダーの画像）をもとに、各運転者の運転特性を把握し、発見した問題点に対する指導を行なうことで事故の未然防止を図る。</p> <p>③ ドライブレコーダーの画像をもとに、危険予測トレーニング研修を実施し、危険予測能力を高め、防衛運転の定着により、事故の未然防止を図る。</p> <p>④ ヒヤリハット情報データの分析結果および事故発生状況の傾向について情報共有し、安全運転に対する意識の高揚を図り、事故の未然防止に対する対策を講じ、事故撲滅を目指す。</p> <p>⑤ 同乗者による周囲の安全確認および車両誘導を実施することで、交通事故の低減を図る。</p> <p>⑥ 車両後退時の事故撲滅を目的として、車両後方の障害物を検知するソナーを、新車納車車両および既存車両へ導入する。</p> <p>⑦ 災害時における配達車両位置を把握できるGPS機器を導入することで、社員の身の安全確保に努める。</p> <p>(2) 運行管理体制の充実強化</p> <p>① 運行管理者との連携体制を構築したうえで、更なる教育の強化を図る。</p> <p>② 運行管理者の適正配置に基づき、更なる管理体制の確立強化を目指し、運行管理者資格試験合格に向けた社内、および外部講習を実施することで、適任者を育成する。</p> <p>③ 運行管理者の管理意識向上、および質的強化を目的に、ブロック会議ならびに課題進捗報告会を開催することで、自ら率先し、問題点の洗い出しや解消に向けた取組みを行なう体制を構築する。</p>	重大事故	:	0件	人身事故	:	0件	物損事故	:	事故発生率0.055%				<p>【2019年度事故発生件数】</p> <p>○重大事故： 0件</p> <p>○人身事故： 1件</p> <p>○物損事故： 0.057%</p> <p>○バックソナーの導入</p>
重大事故	:	0件	人身事故	:	0件									
物損事故	:	事故発生率0.055%												

	内 容	備 考
基本的方針達成の具体的な目標・計画	(3) 教育および研修の充実強化 ① 運行管理業務に関する社内教育および外部研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理業務の完全履行および定着化を目的として、各種法令や社内規程および運行管理者マニュアルをもとに社内研修を実施する ・ 運輸安全に対する知識の浸透と実務能力の向上を目的として、外部講師による実務勉強会を実施する ・ 運転者に対する指導・教育スキル向上を目的として、安全運転基礎研修教育映像を活用し、運行管理者の指導・教育レベルの標準化を目指す ・ 運行管理者として選任される者を対象に、社員への指導・教育スキルの向上を目的とした外部研修を実施し、乗務員への指導・教育強化を図る ・ 運行管理業務に関わる情報のキャッチアップならびに確実な受講を目的に、2年毎の受講が義務付けられている「一般講習」を毎年受講する ② 整備管理業務に関する社内教育および外部機関研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備管理者を対象に、自動車の点検整備における技術習得を目的とした外部研修の実施と併せ、知識向上を目的とした社内勉強会を実施する ・ 整備管理業務に関わる情報のキャッチアップならびに確実な受講を目的に、2年に一度の受講が義務付けられている「整備管理者選任後講習」を毎年受講する ③ 乗務員に対する外部講師による研修および外部機関研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員の運転知識・運転技術向上を目的とした外部研修を実施する ④ 新任営業担当に対する初任運転実務研修を外部機関にて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任営業担当に対し、外部機関にて20時間の添乗指導および15時間の座学研修を受講させる ⑤ 事故防止委員会への取組みおよび乗務員に対する安全指導の教育を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止委員会にてドライブレコーダー等を活用し、発生した事故に対する要因・防止策を検討することで、事故の未然防止に努める ・ 運転者として選任された全従業員に対して自動車運転適性診断を受診させ、運行管理者による個々人の年齢・能力に応じた個別指導・教育を実施する ⑥ 事故発生時の救護義務の重要性を踏まえ、救護能力向上を目的として、上級救命講習、普通救命講習を受講させる。 (4) 全従業員を対象に事故防止に関する『標語』を募集し、ポスターを作成して社内掲示 (5) 輸送の安全推進に関わる行事への参画および実施 (6) 運転免許記録証明書の取得および内容分析 (7) 事故損害金支払い実績の集約および内容分析 (8) 目標達成のための計画に関する投資額 運輸安全機器導入等の施策関連費用 約7,200万円 運転者への教育・研修費用 約2,900万円 運行管理者・整備管理者への教育・研修費用 約500万円 表彰関連費用 約500万円 その他 約400万円	○適例者研修 ○事故防止研修 ○重大事故防止研修 ○再教育研修 ○初任運転者研修 ○春・秋の交通安全運動 ○無事故表彰の実施

	内 容	備 考
安全マネジメントの的確な実施	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および運輸安全管理規程に定められた事項を遵守する。 2. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。 3. 安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価および改善の一連の課程を円滑に進める。 4. 協力会社を利用するに当たっては、当該協力会社の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに可能な限り協力するよう努める。 5. 社員への安全マネジメントに関する安全方針の浸透・定着の状況を把握し、必要に応じて見直し・改善に努める。 	
事故発生時の改善策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故・災害の発生、人身事故、および物損事故が発生した場合は、速やかに当該事故の詳細原因を分析し、改善方策を立て、全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る。 その他、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。 	
情報公開等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 以下に掲げる輸送の安全に関する情報を、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送の安全に関する基本的な方針 (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況 (3) 自動車事故報告規則第2条に定める事故に関する統計 (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統 (5) 輸送の安全に関する重点施策 (6) 輸送の安全に関する計画 (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (8) 事故および災害等に関する報告連絡体制 (9) 安全統括管理者および運輸安全管理規程 (10) 輸送の安全に関する教育および研修の計画 (11) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容 2. 以下に掲げる輸送の安全に係る処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置および講じようとする措置の内容を遅滞なく公表する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸送の安全確保命令 (2) 事業改善命令 (3) 自動車その他の輸送施設の使用停止処分 (4) 事業停止処分 	
記録の管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所で開催される事故防止委員会での議事内容を記録し、事業所にて保存する。 2. 輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策およびチェック（評価）の結果、その他輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法を定め、保存する。 	